

京浜港晴海埠頭地区指定保税地域の指定の一部取消しに関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、下記のとおり指定の一部取消しをしたので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月27日

東京税関長 白 杵 芳 樹

記

1. 指定保税地域の指定の一部取消し対象

(1) 土地

東京都中央区晴海五丁目7番に属する所有地のうち、晴海さん橋南端からさん橋接水線に接して北東の方向へ引いた直線上228.450メートルの地点、同地点から直角に北西の方向へ引いた直線上14.000メートルの地点を起点として、同地点から南西の方向へ接水線に平行に引いた直線上204.900メートルの地点、同地点から直角に北西の方向に引いた直線上82.611メートルの地点、同地点から直角に北東の方向へ引いた直線上204.900メートルの地点及び起点を順に結んだ直線によって囲まれた16,926.9939平方メートルの土地

(2) 建設物

名 称	京浜港晴海埠頭地区指定保税地域 旅具検査場
所在地	東京都中央区晴海五丁目7番
構 造	鉄筋コンクリート造
面 積	3,157.64平方メートル

2. 指定の一部取消し年月日

令和5年6月30日